

# 大宮公園 公園施設設置管理者募集要項

## 1. 趣旨

本募集要項は、埼玉県が管理する大宮公園の新たな賑わいの創出及び魅力向上を図ることを目的として、ボート事業に供する栈橋等公園施設を設置、管理運営する者を公募で選定するために必要な事項を定めるものである。

## 2. 背景

本県初の県営公園である大宮公園は昔から県民の憩いの場であり健康増進の場であった。舟遊池ではボート遊びや野鳥の観察などにより賑わいもあったが、近年は池の水質悪化等により池周辺を含めた魅力が低下した。

そこで令和3年度から官民連携で大宮公園舟遊池の水質や生物の生息環境の改善、新たな賑わいの創出をテーマに検討を重ね、11月3日及び4日に県民協働によるかいぼりイベントを開催し、現在は干し上げを完了し池に水を戻し終えているところである。

今後は、環境が改善した舟遊池を活用した賑わいづくりとして、かつて浮かんでいたボートを復活させ、大宮公園の魅力向上を図るとともに大宮地域全体の観光振興に取り組んでいく。

## 3. 大宮公園の概要

### (1) 所在地

埼玉県さいたま市大宮区高鼻町地内外

### (2) 開設面積

67.8ha（大宮公園 34.6ha、第二公園 23.4ha、第三公園 9.8ha）

### (3) 主な公園施設

硬式野球場、サッカー場（さいたま市）、陸上競技場兼双輪場、水泳競技場、弓道場、小動物園、児童遊園地、博物館 等

### (4) 入園料金

無料（園内有料施設あり）

### (5) 管理運営

大宮公園事務所（県直営）、大宮第二公園・第三公園管理事務所（指定管理）

## 4. 募集する公園施設

### (1) 公園施設の種類

#### 1) 必須提案の公園施設

- ① 都市公園法(昭和31年法律第79号(以下「法」という。))第2条第2項第7号に規定する便益施設に該当する券売所等（貸しボート事業）
- ② 貸しボート事業に係る同条同項第8号に規定する管理施設に該当する栈橋等

#### 2) 自由提案の公園施設

- ① 法第2条第2項の各号のいずれかに該当する施設  
（同上同項第7号に規定する便益施設に該当する売店、飲食店等）

自由提案の公園施設は必須ではないが、提案があった場合には、9.(3)2)選定基準における評価項目2の評価内容(1)で評価する。

(2) 設置区域

必須提案の公園施設、自由提案の公園施設ともに舟遊池周辺とする。

(3) 開業時期、営業日

- 1) 提案施設の開業時期は、下記(4)の1)の設置、管理の許可の取得日から1年以内とする。
- 2) 必須提案の公園施設の営業日は、提案募集時の企画提案書の記載内容の日数とする。  
ただし、営業日は、年間200日を最低とする。営業日の期間は、4/1~3/31とする。営業時間は、午前9時から午後8時までの範囲内とする。なお、開業初年度は埼玉県と協議するものとする。

(4) 許可

- 1) 法第5条及び埼玉県都市公園条例第2条の規定に基づく公園施設の設置、管理の許可が必要となり、その期間は許可の日から5年間とする。なお、許可の対象は、提案施設等を含む設置管理者が設置、管理する全てのものとする。(許可を受けた区域、施設が管理の対象となる)
- 2) 設置管理者の業務実績等に問題がなく、かつ大宮スーパー・ボールパーク構想等の公園整備事業に支障がない場合には、埼玉県との協議により、上記1)の許可については、5年以内の期間毎で更新を行うことができるものとする。
- 3) 許可期間が満了した場合、また許可を取り消された場合は、原則、現状回復することとし、廃止時期等については埼玉県と協議するものとする。

(5) 条件

- 1) 許可を受けた区域の管理等は、次のとおりとします。
  - ① 許可を受けた区域の境界を明示すること。
  - ② 防犯対策、安全対策に万全を期すこと。
  - ③ 許可を受けた区域内外において、管理運営上土地の改変や樹木の伐採等が必要な場合は埼玉県に協議すること。
- 2) 開業後は、毎年、利用状況及び収支状況等を埼玉県に報告すること。
- 3) 発生したトラブルについては、直ちに対応するとともに、その内容について速やかに埼玉県に報告すること。
- 4) 他の公園施設又は第三者に損害を与えたときは、賠償すること。
- 5) 事故に対応するため、損害賠償責任保険等に加入すること。
- 6) 提案施設等の管理運営が、他の公園施設利用者の迷惑とならないよう配慮すること。
- 7) 提案施設を営業する権利は、第三者に譲渡しないこと。また、必須提案の公園施設の営業については、再委託しないこと。なお、自由提案の公園施設の営業を第三者に再委託する場合は、事前に埼玉県の承認を得ること。
- 8) 提案施設に起因するゴミの回収は設置管理者が行い、廃棄物の処理等は設置管理者が責任において適切に行うこと。
- 9) 大宮公園におけるイベントの開催、工事、災害等の発生等により営業ができない、又は制約等を受ける場合においても、営業補償等を受けることはできない。

- 10) 管理運営等に要する看板については、次のとおりとすること。
  - ① 公園利用者に対する案内看板を、埼玉県と事前に協議した上で、園内に設置する。
  - ② 上記については、さいたま市屋外広告物条例を遵守する。
- 11) 設置する施設は大宮公園の景観に配慮したものにする。
- 12) 管理運営及び営業においては、提案施設を活用した大宮公園の賑わいづくりや地元商店街等との連携等に努めること。
- 13) その他、関係法令を遵守し、設置、管理及び営業を行うこと。
- 14) 大宮公園事務所及び既存施設の管理者や運営者と必要な調整・連携を行うこと。
- 15) 舟遊池での水辺再生の取組を良く理解した上で事業を実施すること。

## 5. 費用負担

(1) 設置管理者は次の費用を負担するものとする。

1) 埼玉県都市公園条例第 17 条に基づく使用料

ただし、都市公園条例第 18 条により、埼玉県知事が特別に認めた場合（設置区域またはその周辺における維持管理をあわせて行う場合等）は、使用料を減額または免除する。その場合は別途埼玉県と協議し、減免の申請を行うものとする。減免等の考え方等については別紙を参照すること。

2) 提案施設、その他許可区域内に設置する施設の設置及び管理運営等に係る全ての費用（ボート事業及びその他提案事業に必要な電気及び給排水等の接続工事費を含む）

3) 廃止による原状回復に係る全ての費用

4) その他、応募、関係法令等の手続き、埼玉県との協議等に係る全ての費用

## 6. 応募資格

(1) 次に掲げる 1) から 6) までの全てを満たす法人又は複数の法人が共同する団体（以下「企業体」という。）

※個人での応募は不可。なお、応募者が企業体の場合には、構成員の全てが要件を満たす必要がある。

1) 埼玉県内に本社または事業所を有している者であること。

2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当しない者であること。

3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業、接待飲食業、性風俗特殊営業及びこれらに類する行を営む者でないこと。

5) 応募申請書の提出の日から設置管理者の候補として選定通知をした日までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

6) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

## 7. 現場説明会

開催しない。

## 8. 応募手続き

### (1) 応募登録の受付等について

#### 1) 登録受付期間

令和5年5月30日(火)から令和5年6月9日(金)まで

#### 2) 応募登録方法

応募者は、応募登録申込書(様式1)に必要事項を記入の上、電子メールにより提出する。

### (2) 質問の受付期間及びその回答方法

質問は応募登録を行った者のみとする。

#### 1) 受付期間

令和5年6月12日(月)9時から令和5年6月21日(水)16時まで

#### 2) 受付方法

質問回答書(様式2)を電子メールにより提出する。質問表の題名、説明要求内容には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。

#### 3) 回答方法

令和5年6月23日(金)15時までにホームページ上に掲載する。

### (3) 提案書の提出について

#### 1) 提出期間

令和5年6月26日(月)9時から令和5年7月18日(火)16時まで

#### 2) 提出方法

提案書(様式3)を電子メールにより提出する。

## 9. 提案書提出後の予定

### (1) 書類確認

1) 提案書受領後、応募資格、提案書の内容が本募集要項に従った記載されたものであるか確認を行う。

2) 必要に応じてヒアリングの実施、追加資料の請求等を行うことがある。

3) 書類確認の結果、応募資格がないと認められた者は審査の対象としない。

### (2) 審査

1) 応募資格を有すると認められた者は、「大宮公園公園施設設置管理者選定委員会」(以下「委員会」という。)において、提案書の記載内容に関するプレゼンテーションを行う。なお、プレゼンテーションの日程は、別途連絡する。

2) プレゼンテーションは、提出書類の内容に基づき行うものとし、提出資料に記載のない内容の提案は行わない。

3) 委員会において、設置管理者の優先候補者を選定するための審査を行う。審査の対象は、提案書の記載内容、プレゼンテーション、質疑応答の内容とする。

### (3) 選定

1) 各委員は、次の選定基準に基づき審査し、点数を付けるものとし、合計点の最も高かった者を設置管理者の優先候補者として選定する。応募者が1者の場合も選定基準に基づき審査する

ものとし、合計点が 60 点以上の場合優先候補者として選定する。

## 2) 選定基準

評価項目、評価の視点、配点は次のとおり。

評価項目	評価の視点	配点
1 舟遊池と調和したボート施設	(1) 設置する施設はグランドデザインの文化の森における主な取組み内容との整合性を有しているか。	10
	(2) 設置する施設の安全性が確保されているか。また、便益施設（券売所等）の外装及び内装は魅力的か	10
	(3) ボート料金の価格設定は適正か	10
2 利用者サービス等	(1) サービス内容が利用者の公園に対するイメージの向上や集客性に繋がっているか	10
	(2) 自由提案施設が既存の便益施設（売店等）に無い新たなサービスの提供をしているか。また、大宮公園の魅力アップ及び機能増進に繋がっているか	10
3 管理運営体制及び新たな賑わいづくり	(1) 安定的かつ継続的な管理運営体制となっているか	10
	(2) 収支計画は妥当か	10
	(3) 防犯・安全対策は十分か	10
	(4) ボートをコンテンツとした新たな賑わいづくりの取組など地域振興策が提案されているか	10
	(5) 舟遊池周辺の景観や環境に配慮する提案されているか	10
合計		100

※大宮公園グランドデザイン～文化の森の主な取組の例示～

- ・ 舟遊池を生かした景観づくり、視点場の確保
- ・ 博物館周辺の景観づくり、視点場の確保
- ・ 適切な維持管理による樹木の保全・育成
- ・ 親水空間の整備
- ・ 民間の資金やノウハウを活用した便益施設の整備（カフェ、レストラン、宿泊施設、貸しボート等）
- ・ 文化・アートの拠点となる教養施設の整備
- ・ 文化・アートのイベント誘致
- ・ 季節感を演出する樹木や花の植栽
- ・ 大宮公園駅方面からの来園者を誘導する取組（サイン整備等）

(4) 選定結果の通知及び公表

- 1) 優先候補者に対して、優先候補者選定結果通知書を電子メールにより送付する。
- 2) 非優先候補者に対して、優先候補者非選定通知書を電子メールにより送付する。
- 3) 非選定通知書を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面により、非選定理由についての説明を求めることができる。
- 4) 非選定理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答する。
- 5) 選定結果については埼玉県ホームページで公表する。

10. 選定後の手続き

優先候補者は、4(4)の都市公園法及び埼玉県都市公園条例に基づく設置、管理許可申請を行うため、埼玉県と協議するものとする。なお、協議において、提案書の内容について一部変更を求める可能性がある。

11. 今後のスケジュール

日程（予定）	内容
令和 5年 5月29日（月）	公募（埼玉県ホームページ）
令和 5年 5月30日（火）から 令和 5年 6月 9日（金）	応募登録の受付
令和 5年 6月12日（月）から 令和 5年 6月21日（水）	質問受付
令和 5年 6月23日（金）まで	質問回答
令和 5年 6月26日（月）から 令和 5年 7月18日（火）	提案書の提出
令和 5年 7月中旬頃	プレゼンテーション日時等の連絡
令和 5年 7月下旬頃	プレゼンテーション（選定委員会）
令和 5年 8月上旬頃	選定結果通知・公表

12. 窓口・問合せ先・提出先等

埼玉県都市整備部公園スタジアム課公園企画担当  
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1  
電話 048-830-5403（直通）  
FAX 048-830-4883  
電子メール a5400-06@pref.saitama.lg.jp（代表）

公園管理者以外の者が新たに設置管理許可を受ける施設以外に、園地の一部についても管理する場合の使用料の算出に関する考え方

【使用料算出に関する考え方】

公園管理者以外の者が新たに設置管理許可を受ける施設以外に、園地の一部についても管理する場合、使用料は新たに設置管理許可を受ける施設の面積により算出した額から園地の一部の管理費用を控除した額とする。

なお、上記により算出した額がマイナスとなった場合は、使用料は免除する。

1 算出式

新たに設置管理許可を受ける施設の年間使用料…… A

園地の一部の管理費用例（※）＝園地の一部の管理費用（人力除草等）＋園地の一部の管理費用（機械除草等）…… B

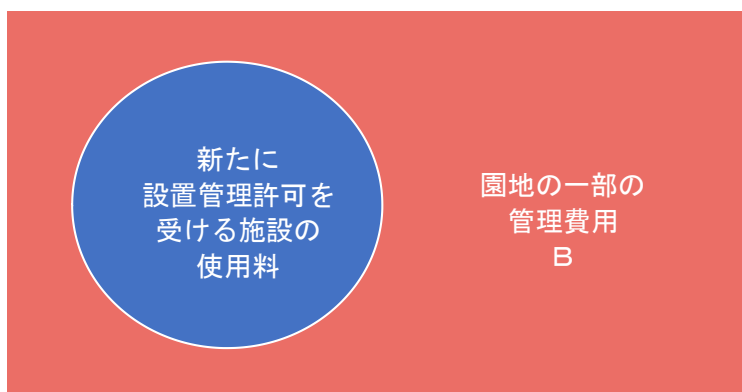
※ 園地の一部の管理費用については、除草に限らず芝生管理や樹木剪定費用など許可後の園地管理に必要な費用を加え、算出すること。

【A < Bの場合】 許可使用料を免除する。

【A > Bの場合】 許可使用料を「A - B」の額に減額する。

注1 園地の一部を管理する場合は、当該区域（下図B）について別途管理許可を受けること。

2 算出例（園地の一部管理費用として除草業務のみ発生する場合）



(1) 設定条件

ア 園地の一部の管理費用（人力除草＋機械除草）Bの算出式＝①＋②

①＝人力除草による面積×（人力除草の単価＋集草＋積込・運搬の単価）  
×年間回数（＋必要に応じて処分料）

②＝機械除草による面積×（機械除草Ⅰ又はⅡ＋集草＋積込・運搬の単価）  
×年間回数（＋必要に応じて処分料）

イ 除草工法の選定は、国土交通省が定める「土木工事数量算出要領（案）第4編（公園編）1章 公園植栽工」を参考にした。また、算出例で用いている除草の単価は、令和5年月現在のものである。

(2) 算出式の例

【例1】 A > Bの場合

A 新たに設置管理許可を受ける施設の使用料

=設置許可使用料 935 円/㎡・月×12 か月×200 ㎡=2,244,000 円

B 園地の一部の管理費用（合計）

=園地の一部の管理費用（人力除草等）425,800 円+園地の一部の管理費用（機械除草等）920,640 円

=1,346,440 円

園地の一部の管理費用（人力除草等）

=人力除草による面積 500 ㎡×人力除草等の単価 212.9 円×4 回

=425,800 円

園地の一部の管理費用（機械除草等）

=機械除草による面積 3,000 ㎡×機械除草等の単価 76.72 円×4 回

=920,640 円

A 新たに設置管理許可を受ける  
施設の使用料 2,244,000 円

>

B 園地の一部の管理費用  
1,346,440 円

使用料（年額）897,560 円

=新たに設置管理許可を受ける施設の使用料 2,244,000 円－園地の一部の管理費用 1,346,440 円

【例2】 A < Bの場合

A 新たに設置管理許可を受ける施設の使用料

=設置許可使用料 935 円/㎡・月×12 か月×100 ㎡=1,122,000 円

B 園地の一部の管理費用（合計）

=園地の一部の管理費用（人力除草等）510,960 円+園地の一部の管理費用（機械除草等）920,640 円

=1,431,600 円

園地の一部の管理費用（人力除草等）

=人力除草による面積 600 ㎡×人力除草等の単価 212.9 円×4 回

=510,960 円

園地の一部の管理費用（機械除草等）

=機械除草による面積 3,000 ㎡×機械除草等の単価 76.72 円×4 回

=920,640 円



A 新たに設置管理許可を受ける施設の  
使用料 1,122,000 円  
⇒ 使用料は免除とする。



B 園地の一部の  
管理費用 1,431,600 円

3 算定に使用する単価(令和5年5月時点)

算定する場合の単価設定は以下の価格を用いて検討してください。

- ・ 設置許可使用料 935 円/m<sup>2</sup>
- ・ 機械除草等の単価 76.72 円
- ・ 人力除草等の単価 212.9 円

図：【例2】で算出している面積の例示

